

平成 23 年 5 月 16 日

環境副大臣 近 藤 昭 一 殿

## 災害廃棄物の処理等に係る要望について

岩手県知事 達増 拓也

平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波における災害に関して、下記のとおり要望いたしますので、特段の御配慮をお願いいたします。

### 1 災害廃棄物の早期処理に向けた具体的なスキームの早急な提示について

災害廃棄物の早期処理が強く求められているが、現行の廃棄物処理法は、廃棄物の適正処理の観点から下請行為を再委託として禁止しているなど、スピード感を重視した処理の障害となっている。

については、国において次の内容を盛り込んだ早期処理に向けた各スキームを早急に示していただきたい。

- (1) 元請け事業者などが、包括的に災害廃棄物の処理を実施できる仕組みの構築
- (2) 経済性、効率性に配慮した廃棄物からの除塩処理の研究、開発及び国による焼却施設の設置
- (3) 被災地以外の都道府県等における災害廃棄物の受入先の確保

### 2 災害等廃棄物処理事業の拡充について

災害廃棄物の処理費用について全額国の支援となったことは感謝するが、次に掲げる費用については除外されるなど課題がある。

については、被災地の実情に即した支援策の拡充を図っていただきたい。

- (1) 事業所等の解体撤去費用が多額に及び、企業再生、ひいては雇用の維持・確保を図る上で大きな足枷となっていることから、中小企業以外の企業にも補助対象を拡充
- (2) 建物の土台及び便槽などの地下構造物並びに未倒壊の塀などの解体費用も補助対象に拡充